

事務連絡
令和5年2月27日

(事業者団体) あて

国土交通省自動車局貨物課

価格交渉促進月間における取組の推進について

平素は国土交通行政の推進に格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府においては、令和3年12月27日に「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会)を取りまとめ、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境の整備を図っているところです。

この点につき、中小企業庁においては、毎年3月及び9月を「価格交渉促進月間」とし、下請中小企業の価格転嫁を推進しており、令和4年12月23日に9月実施の当該月間のフォローアップ結果が公表され、さらに令和5年2月7日に主要事業者の個別状況リストが公表されたところですが、令和3年9月、令和4年3月の結果に引き続き、トラック運送業を発注企業とする取引における価格転嫁状況が、調査した27業種中最下位となるなど、業界内における価格転嫁が進んでいない実態が明らかになっており、中小企業庁からの要請により、下請中小企業振興法に基づく「指導・助言」も複数社に対して実施しているところです。

今般、令和5年3月の「価格交渉促進月間」を迎えるにあたり、経済産業大臣から貴協会や荷主業界も含む各業界団体あてに改めて要請が発出されたものと承知しておりますが、上記の状況を踏まえ、トラック運送業においては、受注側中小企業からの価格交渉の申し出に遅滞なく応じ、価格転嫁に積極的に応じるなど、より一層積極的に取組を進めていただきますよう、改めて会員事業者への周知方よろしくお願いいたします。

併せまして、中小企業庁において、トラック運送事業者に特化した価格交渉の講習会の実施を予定しておりますので、この機会に積極的にご活用くださいますよう、ご案内いたします。

【参考・中小企業庁適正取引支援サイト】

<https://tekitorisupport.go.jp/>